

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和元年12月11日(水) 午前11時43分～午後0時2分

休憩 午前11時47分～午前11時52分

会場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、3番 杉浦 康憲、8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、14番 小嶋 克文、15番 内藤とし子、
オブザーバー 議長(11番)北川 広人、副議長(10番)杉浦 辰夫、
5番 岡田 公作、6番 柴田 耕一、16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、4番 神谷 利盛、7番 長谷川 広昌、
9番 柳沢 英希、13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 3月定例会の日程について
- 2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 3月定例会の日程について

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局 主査） それでは、お手元に令和2年3月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

会期につきましては、2月27日から3月24日までの27日間とさせていただいております。

告示につきましては、2月20日、一般質問の締め切りを2月21日の午後5時までとし、2月27日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、施政方針、教育行政方針、議案上程、

説明の順で行います。

3月4日及び5日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いし、3月9日を第4日目といたしまして、補正予算の質疑、討論、採決、議案総括質疑、予算特別委員会の設置、議案委員会付託を願い、3月11日、12日の2日間、予算特別委員会を開き、令和2年度当初予算の審査をお願いいたします。

16日に総務建設委員会、17日に福祉文教委員会を、いずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査等をお願いいたします。

最終日の24日、第5日目につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いいたします。説明は、以上でございます。

委員長 ただいま、事務局が説明した（案）のとおり決定させていただいて、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、（案）のとおり決定させていただきます。

なお、会期及び会議日程（案）については、3月1日号市広報に折り込みの「議会だより」に掲載してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 その他

委員長 皆さんのほうで、何かあればお願いいたします。

意（2） 議案第89号ですけれども、もし議案第89号が通ったら、市政クラブとして附帯決議のほうを出していきたいと思いますので、皆様にお諮りしたいと思います。

委員長 ただいま、神谷直子委員より議案第89号が可決された場合、決議案を提出したい旨の提案がありました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 52 分

委員長 会議を再開します。

休憩前に神谷直子委員より、議案第 89 号が可決された場合、決議案を提出したい旨の提案がありました。

お手元に、決議（案）及び附帯決議についての資料を配付させていただきます。神谷直子委員より、説明を願います。

説（2） それでは、議案第 89 号「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」に対する附帯決議、これ（案）ですが、この案文を読ませていただいて、説明とさせていただきます。

令和元年 12 月定例会に上程された「議案第 89 号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、議案の上程にあたり、「公共施設総合管理計画に基づき、大山会館を廃止するものである。廃止後の施設については、地元町内会との協議により、市が無償貸付し、町内会が管理を行っていく予定である」との趣旨の説明があったところである。

大山会館（旧大山公民館）は、公共施設総合管理計画において、複合化や機能移転等により総量圧縮を図る施設に位置付けられている。平成 31 年 4 月には、高浜小学校等整備事業の推進により地域交流施設の一部が供用開始され、大山公民館の機能についても移転したところである。

平成 30 年 9 月定例会における議案第 63 号「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について」の審議においては、「大山公民館の公民館機能は地域交流施設に移転するが、春日町町内会との協議がまとまるまでの当分の間、存置する」との説明があった。春日町町内会との協議は平成 29 年度から行われてきたが、このほど方向性がまとまり、町内会からは「高浜市議会において大山会館の廃止が議決された場合には、町内会集会所の用途として、公共的・公益的な目的での建物活用に向けて、町内会の理事会や総会等に諮っていきたい」

との意向を伺っている。また、大山会館の主な利用者に対しては、昨年度と今年度、施設の今後の方向性に関する説明会が開催され、代替施設の提案や相談等に応じるなどの対応が行われている。

そこで、公共施設総合管理計画の着実な推進による財政負担の軽減及び春日町町内会の長年にわたる検討を無に帰さないようにするためにも、本定例会における本議案の可決が不可欠である。ついては、本議案の議決にあたり、以下の件について着実に遂行されることを決議する。

1 春日町町内会の意向の尊重

「大山会館を町内会集会所の用途として活用していきたい」という春日町町内会の意向を尊重し、町内会の意向に沿った活用の配慮に努めること。

2 主な利用者に対する対応

大山会館の主な利用者に対して、引き続き地域交流施設（集会室・和室）をはじめとする各公共施設などを代替施設として紹介するなど、丁寧な対応を行うこと。

また、一般市民に向けては、広報やホームページで閉館周知を行うこと。

3 避難所機能の確保

春日町町内会が大山会館を活用する場合にあっては、市の指定避難所機能も確保すること。

令和元年12月18日。高浜市議会。

以上でございます。

委員長 それでは引き続き、事務局よりこの「附帯決議とは」ということで説明をお願いします。

説（事務局長） それでは「附帯決議とは」ということで資料をお配りしてあります。それに基づいて御説明申し上げます。

議会または委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見または要望の決議のことを言います。

議会は、議案に対して修正権を有することから、議案に対する議会の意見は、原則としてこれを行行使することにより表明されるべきですが、しかし、修正は、長に提案権が専属する案件等には制限があることなど法的に無制限にできるも

のではなく、また、可否だけでは議会としての意見が十分に表明し尽くせない場合があり、当該議案等を議決するに当たり、あわせて附帯決議を議決して、事実上、議会の意思を表明しておく取り扱いがなされるものです。

もとより、表決の効果が後に生じる事実には左右されてはならないことから、表決に条件を付けることはできないものであり、附帯決議は、単なる議会の希望として、長等にこれを尊重する政治的、道義的な責務を負わせるにとどまり、法的な拘束力を有するものではありません。

附帯決議は、委員会で決められて本会議に報告されるものと、本会議で初めて議決されるものの二通りあると考えられ、第1は、委員会で決定し、委員長報告の中で報告するものにとどめ、本会議の議決対象としない扱いとするもの。第2は、本会議において「議案第何号に対する附帯決議案」というような決議案を発議し、議決する方法でございます。

また、議会側の要望であることから、本案と附帯決議が別々に取り扱われることを避けて、本会議において、本案とあわせて決議されることが簡単明瞭であるとされております。

それで、今回の対象となる議案第89号「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、既に福祉文教委員会は閉会していることから、「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」に対する附帯決議案」という本決議案を本会議において発議し、議決する形になろうというふうに考えます。

具体的には、平成31年3月定例会第5日目に「決議案第1号 議案第3号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議」を行ったわけですが、そのときと同様に、議案第89号の可決後に、休憩の動議を入れていただき、そこで議会運営委員会を開催し、議案の取り扱いについて協議を行った上で、日程を追加する形が考えられます。

いずれもそのあとの取り扱いについては、提案者からの提案説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決の順になろうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 神谷直子委員からの附帯決議の説明、事務局より附帯決議についての

説明がありましたが、議案第 89 号が本会議の採決において可決された場合に、議案第 89 号に対する附帯決議について、本会議に提出するのかもしれないのか、持ち帰っていただき、まだ予定ですけれども 12 月 13 日の午前 10 時より議会運営委員会を開催し、そこで御意見を伺いたいと思いますが、皆さんの御都合はいかがでしょう。

まず、市政クラブ、神谷直子委員。

意（2） はい、それで結構でございます。

委員長 次に公明党、小嶋克文委員。

意（14） はい、結構です。

委員長 日程を聞いていますので、いいですね。

次に新政会、黒川美克委員。

意（8） それで結構でございます。

委員長 次に共産党、内藤とし子委員。

意（15） 結構です。

委員長 いいですかね。

意（15） はい。

委員長 次に参考までに、青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） 13 日、10 時から、よろしいです。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作議員。

意（5） はい、出席します。

委員長 次に高浜市民の会さん、倉田利奈議員。

意（16） 13 日は差し支えますので、できれば 16 日に変更をお願いしたいと思います。

委員長 13 日は、どうしても都合悪いですか。次の案としては、17 日の午前 10 時。それか、最終日の午前 9 時。この二案です。事務の手續上、なるべく早い段階で進めていきたいと思いますが、どうしても 16 番議員は都合つかないですね。

今、事務方から、一応、倉田利奈議員はオブザーバーですので、この委員会を欠席していただいても構わないということで、このまま 13 日で行きたいと思

いますが、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 委員の皆さんがこぞって13日の10時でいいという御返事をいただきましたので、そのようにしていきたいと思います。12月13日午前10時、議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかに、皆さん方で何かあればお願ひいたします。

なければ、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後0時2分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長